

## 議案第18号

### 日進市都市公園条例の一部改正について

日進市都市公園条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による都市公園法施行令の一部改正に伴い、日進市都市公園条例の一部を改正する必要があるからであります。

#### 2 主な改正点

- (1) 市内に市民緑地がある場合の都市公園の設置基準を定める。
- (2) 都市公園に設ける運動施設の都市公園に対する敷地面積の割合を定める。
- (3) 都市公園での他人に迷惑をかける行為等を禁止することを定める。
- (4) 都市公園の全部又は一部を許可を受けずに独占して利用している者等に対して、都市公園からの退去等を命ずることができる処分行為を定める。

日進市都市公園条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
 条 例 第 号

日進市都市公園条例(昭和60年日進町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第2条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において「市民緑地」という。)が存するときは、<u>10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積</u>)以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル(当該市街地に市民緑地が存するときは、<u>5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積</u>)以上とする。</p> <p>(公園施設に関する制限)</p> <p>第4条の2 <u>令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可(第15条において「使用許可」という。)に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 他人に迷惑となる行為又は危険を及ぼすおそれのある行為</u></p>	<p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第2条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可(第15条において「使用許可」という。)に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

(10) 前各号に掲げる行為のほか、都市公園の管理に支障があると認められる行為  
(監督処分)

第16条 略

2 略

3 市長は、この条例の規定による許可を受けた者以外の者がこの条例又はこれに基づく処分に違反している場合には、行為の中止、原状回復又は都市公園からの退去を命ずることができる。

(監督処分)

第16条 略

2 略

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。